

大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要綱第4条に定める補助金の交付申請)

第2条 設置者は、次に掲げる書類を教育長に提出しなければならない。なお、(1)及び(2)は紙媒体と合わせて電子媒体を提出すること。

- (1) 交付申請書（別紙様式1）
- (2) 授業料等減免内訳書（別紙様式A）
- (3) 要件確認申立書（別紙様式1-2）
- (4) 暴力団等審査情報（別紙様式1-3）
- (5) 各学科等の授業料及び入学金の額が確認できる学則及び生徒募集要項等の写し（該当ページのみ）

2 交付申請書の提出期日は、補助金の交付を受けようとする年度の5月31日までとする。ただし、令和2年度の申請については、第1回目の申請は6月5日まで、第2回目の申請は7月3日までとする。

(要綱第8条に定める補助金の経費の配分・内容変更)

第3条 設置者は、次に掲げる書類を教育長に提出しなければならない。

- (1) 変更交付申請書（別紙様式2）
- (2) 授業料等減免内訳書（別紙様式A）
- (3) 各学科等の授業料及び入学金の額が確認できる学則及び生徒募集要項等の写し（該当ページのみ）
- (4) その他教育長が必要と認める書類

(要綱第10条に定める補助金の交付)

第4条 設置者は、補助金の交付を概算払により受けようとするときは、次に掲げる書類を教育長に提出しなければならない。

- (1) 支払請求書（別紙様式3）

(要綱第11条に定める補助金の実績報告)

第5条 設置者は、次に掲げる書類を教育長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（別紙様式4）
- (2) 授業料等減免内訳書（別紙様式A）
- (3) その他教育長が必要と認める書類

(要綱第14条に定める補助金の交付決定の取消等)

第6条 要綱第14条第1項第3号に該当するものとして、同条第3項の適用を除外する場合は、以下のいずれかに限る。

- (1) 設置者の制度誤認又は軽微な事務処理の誤りによるもの
- (2) 対象生徒の申告内容の誤りによるもの
- (3) 対象生徒による虚偽申告その他不正によるもの

附 則

この要領は、令和2年5月19日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和2年7月17日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

(様式1)

年 月 日

大阪府教育長 様

設置者所在地

設置者名

代表者名

印

年度大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金交付申請書

標記について、下記のとおり交付を受けたいので、大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 学 校 名

2 交付対象期間

年 月 ~ 年 月

3 交付申請額

金 円

(様式2)

年 月 日

大阪府教育長 様

設置者所在地

設置者名

代表者名

印

年度大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金変更交付申請書

年 月 日付け大阪府指令教私第 号で交付決定を受けた 年度大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金について、同補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更して下さるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 学 校 名	_____	
2 交付対象期間	年 月 ~	年 月
3 既交付決定額	金	円
4 変更交付申請額	金	円
5 差額(4-3)	金	円

(様式3)

年 月 日

大阪府教育長 様

設置者所在地

設置者名

代表者名

印

年度大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金概算払請求書

年 月 日付け大阪府指令教私第 号で交付決定を受けた 年度大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金について、同補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり概算払を請求します。

記

1 学 校 名 _____

2 請 求 額 金 円

(単位：円)

交付決定額 (A)	前回までの概算払 受領額 (B)	今回請求額 (C)	残額 (A-B-C)

(様式4)

年 月 日

大阪府教育長 様

設置者所在地

設置者名

代表者名

印

年度大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金に係る実績報告書

年 月 日付け大阪府指令教私第 号で交付決定を受けた 年度大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金の実績について、同補助金交付要綱第11条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 学 校 名	_____		
2 対 象 期 間	年 月	~	年 月
3 交 付 決 定 額	金		円
4 実 績 額	金		円
5 不 用 額 (3 - 4) (不 足 額)	金		円